⑵　提案について
ⓐ　入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点として100点を与えるものとし、「ラーメン箱桁橋の耐久性の確保、向上のための施工方法の工夫とその効果」及び「鉄筋コンクリート橋台・橋脚の品質の確保、向上のための工夫とその効果」についての評価の配点は、それぞれ30：20とし、指定テーマの得点（素点）の合計点を技術評価点とする。
ⓑ　施工体制については、「施工体制確保の確実性」及び「品質確保の実効性」について３段階で判定し、その評価に応じて、それぞれ15／５／０点の加算点を与えるものとする。
⑶から⑷までは第１号３⑶から⑷までに同じ。
４　入札手続等
⑴から⑵までは第１号４⑴から⑵までに同じ。
⑶　申請書及び資料の提出期間、提出先及び提出方法
ⓐ　提出期間：平成24年８月22日から平成24年９月21日までの休日を除く毎日、午前９時15分から午後４時30分まで。
ⓑ　提出先：〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１－５－44大阪合同庁舎第１号館 近畿地方整備局新館２階契約情報コーナー 電話06―6942―1141㈹　内線2850
ⓒ　提出方法：電子入札システムにより、提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、書面により持参すること。
⑷は第１号４⑷に同じ。
⑸　入札書の提出方法及び入札・開札の日時並びに場所　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、書面により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。
ⓐ　電子入札システムによる入札の締切は、平成24年11月29日正午。
ⓑ　書面により持参する場合は、平成24年11月29日正午までに近畿地方整備局総務部契約課に提出すること。
ⓒ　郵送による入札書の受領期限は、平成24年11月29日正午（郵送による入札書の提出場所は、近畿地方整備局総務部契約課）。
ⓓ　開札は、平成24年12月３日午後３時30分 近畿地方整備局総務部契約課入札室にて行う。
５　その他
⑴から⑭までは第１号５⑴から⑭までに同じ。
⑮　異工種ＪＶとしての資格の認定及び一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
異工種ＪＶとしての資格の認定及び一般競争参加資格の認定を受けていない者も、上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑯　詳細は入札説明書による。
６　Summary
⑴, ⑵, ⑸, ⑹　the same with notice above (No. 1)
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Superstructure of Tamakiguti-Dai2 in Okudoro-Road
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 30 P.M 21 September 2012

○第３号
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　国道25号杭全横断歩道橋架替工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　（自）大阪府大阪市東住吉区杭全１丁目地先（至）大阪府大阪市東住吉区杭全６丁目地先
⑷　工事内容　工事延長　Ｌ＝202.7ｍ　連続鋼床板箱桁橋　Ｌ＝202.7ｍ　１橋、場所打ち杭14本（φ　1,200mm（Ｌ＝19.0mからＬ＝21.0m）５本、φ　1,500mm（Ｌ＝19.5mからＬ＝21.5m）４本、φ　2,000mm（Ｌ＝20.5mからＬ＝21.5m）５本）、既設橋撤去　160ｔ
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成26年２月28日まで。
⑹　使用する主要な資機材
鋼材　244ｔ、コンクリート　563㎥、鉄筋　60ｔ
⑺から⑾までは第１号１⑺から⑾までに同じ。
２　競争参加資格
⑴から⑶までは第１号２⑴から⑶までに同じ。
⑷　平成９年度以降に元請として製作及び架設据付を行い完成し、引渡しが完了した下記㋐から㋒までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。以下「同種工事」という。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
㋐　供用中の道路（国道、都道府県道、政令市道）を規制（車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め）して行った鋼橋の架設据付工事。
㋑　鋼製歩道橋の製作・架設工事。
㋒　上記㋐及び㋑は同一工事の施工実績を有すること。
また、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、構成員のうちの１社が平成９年度以降に元請として製作及び架設据付を行い完成し、引渡しが完了した同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員はそれぞれ平成９年度以降に元請として製作及び架設据付を行い完成し、引渡しが完了した下記㋓の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
㋓　鋼製歩道橋の製作・架設工事。
同種工事の実績及びその他構成員の実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
⑸　次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事の現地に専任で配置できること。
なお、現地の配置予定技術者と工場製作の配置予定技術者が同一でない場合は、それぞれの資格及び経験等を提出すること。ただし、工場製作の配置予定技術者は下記ⓑの工事の経験以外の資格を有する者であること。
ⓐ　１級土木施工管理技士、２級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
ⓑ　平成９年度以降に元請として架設据付を行い完成し、引渡しが完了した上記⑷㋐の要件を満たす工事の経験（以下「工事の経験」という。）を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
工事の経験が国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
ⓒ　配置予定技術者が、監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
ⓓ　配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書及び資料の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。
なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が上記ⓐからⓓまでの基準をすべて満たす配置予定技術者を当該工事の現地に専任で配置できるとともに、その他の構成員も主任技術者を当該工事の現地に専任で配置できること。
また、申請書及び資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、上記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。
⑹から⑾までは第１号２⑹から⑾までに同じ。
３　総合評価に関する事項
⑴　入札に関する事項
ⓐ　「社会的要請の対応に関する事項」を評価項目とし、具体的には以下のとおりである。
㋐　横断歩道橋利用者及び現道車両交通・歩行者への影響を最小にするための工夫とその効果
ⓑ　「施工体制」についての評価項目は以下のとおりである。
㋐　施工体制確保の確実性
㋑　品質確保の実効性